

昭和二十五年二月三日受領
答弁第一八号

(質問の 一八)

内閣衆質第五号

昭和二十五年二月三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員今野武雄君提出山梨大学における不当かく、首に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員今野武雄君提出山梨大学における不当かく、首に関する質問に対する答弁書

本件に関しては山梨大学より詳細な報告を未だ受けていないが、処分を受けた四名の職員は、人事院に
対して審査を請求しているので、人事院の公正な決定を待つて善処したい。従つてそれまでは現在のところ
政府としてはこれに対する処置を考えていない。

右報告する。